

○秋田県環境保全センター事業特別会計条例

平成十五年三月十一日
秋田県条例第十七号

秋田県環境保全センター事業特別会計条例をここに公布する。

秋田県環境保全センター事業特別会計条例

(設置)

第一条 秋田県環境保全センターの整備及び管理を行う事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、秋田県環境保全センター事業特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、使用料、県債、国庫補助金、秋田県環境保全センター維持管理基金及び他会計からの繰入金その他の諸収入をもってその歳入とし、秋田県環境保全センターの整備及び管理に要する費用、県債の償還金及び利子、秋田県環境保全センター維持管理基金及び他会計への繰出金その他の諸支出をもってその歳出とする。

(弾力条項の適用)

第三条 この会計においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十八条第四項の規定により弾力条項を適用することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、平成十五年四月一日から施行する。

(秋田県環境保全センター維持管理基金条例の一部改正)

2 [秋田県環境保全センター維持管理基金条例\(平成十二年秋田県条例第五十三号\)](#)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略